

一連載(第42回)

ロンドン金属取引所(LME)におけるESGへの取組みについて

1. はじめに

ロンドン金属取引所(LME)が、ESGへの取組みを加速させている。本日は、こうした話題について紹介することとしたい。

■ 2. きっかけ (コバルト鉱山 における児童労働問題)

LMEがESGへの取組みを加速化させることとなった契機の1つとしては、新聞報道等によると2017年に発覚したコバルト鉱山における児童労働問題があげられる。これは、LMEに上場するコバルトについて、受渡供用品の産品追跡(サプライチェーンの追跡)ができないとの情報が市場関係者から寄せられたことを発端としている。調査を進めたところ、受渡供用品となるコバルトは、そのサプライチェーンの追跡過程において、コンゴ民主共和国(Democratic Republic of the

Congo)における児童労働問題が関係していることが発覚した。コバルトは、スマートフォンや電気自動車の生産には不可欠な資源となるなど、幅広い用途に利用されており、その重要性も増している。ところが、世界におけるコバルトの産出量をみると、アフリカ中央部に位置するコンゴ民主共和国における産出シェアが、世界全体の半数以上を占めており、アムネスティ・インターナショナルによると、世界でも最貧国の1つとされるコンゴ民主共和国においては、7才以下の児童労働によるコバルト採掘等も、これまでに繰り返し発覚しているとのことである。

当時、問題となったコバルトは、中国企業によるブランド商品なのだが、これはLMEにおいて、児童労働問題が発覚する直前の2017年夏頃に、受渡供用品として新たに追加指定がなされたものである。LMEにおける追加指定を受けた直後から、同社ブランドのコバルトは、児童労働の関与が疑われる商品との噂も出されており、市場関係者の間では、

受渡し時に同社ブランドのコバルトを受領してしまうリスクへの懸念から、取引所のコバルト相場についても、他の関連商品の相場よりも安くなる状況が続いていたとのことである。

こうしたコバルト問題の発覚を受け、LME は、同市場におけるすべての商品供給者(サ プライヤー)に対して、「責任ある調達」に 向けた取組状況について、LMEに対して書面 回答を行うよう、緊急通知が発せられている。

■ 3. LME行動規範(Code of Conduct)の制定

2019年4月には、創業142年(当時)の歴 史の中で、初めてとなる行動規範(Code of Conduct)の制定が行われている。この点に ついても、新聞報道等によると上述同様、そ の発端となる出来事がある。

ロンドンでは、欧州におけるコモディティ 関連イベントとしては、最大級のイベントと 位置付けられる「LME Week」というイベ ントが毎年開催されている。2018年の「LME Week」においては、英コモディティ業界大 手企業が、LMEの名前を借りて、ロンドン 都心部のMayfair地区において、不適切なイ ベントを開催したことが発覚し、その後、英 議員からも公の場で批判が行われている。

こうした事態を受け、LMEは2019年4月に、行動規範(Code of Conduct)を制定し、「他の市場参加者が不快と感じるような行為(イベントの開催場所等を含む。)を禁止」す

る旨、規定するとともに、仮に市場参加者が 行動規範に違反した場合には、「LMEのブラン ド名を使用したイベント開催権利を剥奪する」 ことなども、規範の中に明記がなされている。

4. 立会場における飲酒の禁止

行動規範の策定からわずか2か月後の2019年6月には、LMEの立会場に勤務するトレーダー(約120名)に対して、業務時間中の飲酒行為を禁止するとの発表が行われている。違反者には罰金の支払義務なども課せられている。LMEによると、今回の飲酒禁止措置は、もともとは立会場における風紀の乱れを改善させるために導入されたものとのことである。

なお、上述とは別の話題となるが、LMEは2019年5月には、LME議長(Chairman)に、元銀行員で、ロンドン取引所(LSE)の取締役経験もあるMs Gay Huey Evans氏を指名し、LMEの歴史上初となる女性議長が誕生している。

■ 5. 低炭素アルミニウム市場 の立上げ

ここまでに紹介した、LMEにおける、「責任ある調達」に関する制度改革の検討や、行動規範の制定、さらには、立会場における飲酒の禁止や史上初となる女性議長の誕生といった取組みは、ESGのうちの「S(社会)・G(ガバナンス)」に関する取組みといえる。このほ

か、LMEは、「E (環境) | の対応も進めている。 LMEは、2020年8月に「サステナビリティ ・プラン | を題するディスカッション・ペーパ ーを公表し、この中で、2021年上半期を目途 として、「低炭素アルミニウム(low-carbon' aluminum) | の取引開始などを計画している 旨を表明している。これが実現すると、LME としては、創設来初となる環境に焦点を置い た商品市場が誕生することとなる。背景には、 市場において、低炭素アルミニウムに対する 売買ニーズがあることはいうまでもないが、 加えて、一部の市場関係者からLMEに対して、 商品供給者(サプライヤー)に対する二酸化 炭素排出量開示を制度化するようプレッシャ ーがあったとの報道もみられるところであ る。LMEによると、今回の「低炭素アルミ ニウム | 市場の創設に加え、これとは別に 「LMEパスポート」という仕組みを導入し、 一部アルミニウム商品について、二酸化炭素 排出量等に関する関連情報をデジタル追跡等 することも、あわせて公表がなされている。

アルミニウムをはじめとする貴金属は、プラスチックに代替される環境にやさしい資源としてニーズが高まっている。しかしながら、こうしたアルミニウムの精錬過程等においては、大量の電気を必要とすることもあり、欧州などでは、同じアルミニウム生産であっても、「再生エネルギーの利用により精錬されたアルミニウム(=低炭素アルミニウム)」を優先的に利用するニーズが普及しているとのことである。

6. LMEにおける「責任ある調達(Responsible Sourcing)」 の実現に向けた制度改革(注1)

最後に、2019年10月に発表された「責任あ る調達(Responsible Sourcing)」の実現に 向けた制度改革に関する内容を紹介すること としたい。

この制度改革は、冒頭で述べた、LMEで取引されるコバルトに関して、児童労働の関与が疑われるコバルト・ブランドが、受渡しの際に授受されているのではないかとの問題を発端の1つとして、進められた制度改革ということになる。この制度改革は、実際の施行時期は2021年以降となっており、現在、市場参加者において制度施行に向けた準備が進められている。

このLMEにおける「責任ある調達(Responsible Sourcing)」の実現に向けた制度改革とは、一言でいえば、LMEにおける受渡供用品については、すべてLMEが定める一定の要件(責任ある調達要件)を満たしたものでなければならない、という制度を新たに導入するものである。ここでいう「LMEが定める一定の要件」については、これまでもLMEにおいて要件とされてきた、受渡供用品自体の「クオリティ(品質)」に関する観点のみならず、新たに、サプライチェーン・プロセスにおけるトレーサビリティ(追跡可能性)の確保や、サステナビリティの観点などといった新たな視点についても、すべての商品供

(図表)「責任ある調達」に関する制度改革概略

LME categorisation of existing initiatives

LME requirements

Internal or writernal of CCD-aligned Standard Standard Standard Standard Standards

OECD Guidance Standards

Translation of guidance Standards

Brands

(出所) LMEウェブサイト

Producer

compliance

給者に対して求めていくというものである。

鉱山資源の採掘等(サプライチェーンにお ける対応を含む。)については、グローバル レベルにおいて、もともと「責任ある調達」 に関するガイドラインが定められている。 OECD(経済協力開発機構)が規定する「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責 任あるサプライチェーンのためのデュー・デ ィリジェンス・ガイダンス (The OECD Due Diligence Guidance for Responsible Mineral Supply Chains) ^{(注2) (注3)}」というものが、 それにあたるのだが、LMEが発表した「責任 ある調達」に関する制度改革においても、そ の要件については、基本的にはこのOECDが 定めるガイドライン原則に沿って、デュー・ ディリジェンスが求められていくこととなる。 また、同ガイダンスにおいては、商品調達に

際して、「特にリスクのある事項(Red Flag Assessment:危険信号)」か否かを確認するための要件に関する規定が設けられているが、LMEによる「責任ある調達」の要件についても、OECDガイドラインに規定された、同危険信号の有無を確認することにより、リスクの有無に応じて、商品供給者による確認フローに差異が設けられる形となっている。

Step 5 reporting

LMEにおけるこうした取組みは、LMEにおいて商品の受渡授受がなされる以上、受渡商品は、LMEが定める「責任ある調達保証」が行われている、といった安心感を市場参加者に対して付与することで、LME市場に対する信頼性向上に寄与していくことを目的としている。

LMEによると、今回の「責任ある調達」 の実現に向けた制度改革については、その適 用開始日を2021年1月としており、当該日以 降も、商品供給者に対する審査や第三者監査 など、要件項目ごとに適用開始日が区分され ており、今後数年間をかけて段階的に適用が なされる予定となっている。

7. 最後に

LMEにおけるESGへの取組みについて紹介 してきたが、LMEは、このほかにも、新型コ ロナウイルス・パンデミックに関連した、ESG (CSR) に関する取組みにも取り組んでいる。

まず、LMEは、新型コロナウイルス・パンデミックの発生を受け、本年5月21日には、英University College病院に対して2万6千枚のマスクを寄付した旨を発表しており、その中では、新型コロナウイルス感染の治療に努める医療従事者に対して、あわせて感謝の思いが伝えられている。

このほか、LMEは現在、新型コロナウイルス・パンデミックの発生に伴う、英国政府によるロックダウンの実施等により、一時的にではあるが、円形立会場「リング」を停止し、電子取引への全面移行を開始している。LMEにおけるこうした対応は、英政府が定める社会的距離(原則2メートル)の確保ができない以上、仕方のないことかもしれないが、LMEの立会場「リング」は、143年の歴史を誇るとともに、欧州内においても数少ない立会場の1つとなっており、設立開始以来、これまでに閉鎖されたのは、第2次世界大戦中のみであったとのことである。2017年に

LMEのCEOに就任したMatt Chamberlain氏によると、今回の立会場閉鎖は、あくまでも「一時的な対応」と強調はしているものの、ロックダウンの開始とともに、実際に電子取引を行ってみたところ、大きな問題はなかったということになれば、こうした動きは、この先の「リング」の完全閉鎖に関する議論へと発展していく可能性も残されている。

LMEにおけるESGの取組みについては、この先もいろいろな動きが予想される。引き続きこれらの動向についても状況を確認していくようにしたい。

- (注1) LME responsible sourcing (October 2019) https://www.lme.com/-/media/Files/About/ Responsibility/Responsible-Sourcing/issued/LMEresponsible-sourcing-overview-presentation-aninsight-into-the-rationale-frameworks-and-execution.
 - https://www.lme.com/About/Responsibility/ Responsible-sourcing

pdf?la=en-GB

- (注2) The OECD Due Diligence Guidance for Responsible Mineral Supply Chains (2016) http://www.oecd.org/daf/inv/mne/OECD-Due-Diligence-Guidance-Minerals-Edition3.pdf
- (注3) OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/oecd_ddg_jp.pdf